

承第1号

檀原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成28年2月22日提出

檀原市長 森下 豊

## 専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成27年12月28日

檀原市長 森下 豊

理由 本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減することを目的とした、国による地方税分野における個人番号利用手続の一部に係る見直しを受け、市民税、特別土地保有税及び国民健康保険税における減免申請書への個人番号の記載を不要とすることにつき、課税事務上、急を要するため

檀原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

檀原市長 森下 豊

#### 檀原市条例第49号

檀原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(檀原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 檀原市税条例の一部を改正する条例(平成27年檀原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項各号の改正規定中「同項第2号」を「第2号」に、「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第119条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

(檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成27年檀原市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号の改正規定を削る。

附則第1項ただし書及び附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。